

身体拘束適正化に向けた指針

株式会社 KOLOR こどもサポート広場 ころる

代表取締役 問田 智也

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活・活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。株式会社 KOLOR（以下「事業者」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めることとする。

◎運営規程に定める内容

（身体拘束の禁止に関する事項）

第15条 事業所は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合には「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合のみ、身体拘束を行うことがある。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

◎根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素を全て満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

1. 切迫性：生命又は身体が危険に晒される緊急性が著しく高いこと
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件を全て満たしていることが必要である。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続きは以下の3点とする。

1. 組織による決定と個別支援計画の記載
2. 利用者本人・保護者への十分な説明と同意
3. 必要な事項への記録

2 身体拘束適正化委員会その他法人内の組織に関する事項

事業者では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体拘束適正化委員会を設置する。

ただし、虐待防止委員会との一体的な運用とする。

(1) 設置目的

- ・身体拘束廃止に向けて状況把握及び改善についての検討
- ・身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の方法の検討
- ・身体拘束廃止に関する取り組みの全スタッフへの啓発及び指導

(2) 身体拘束廃止委員会の構成員

- ・代表取締役
- ・事業所 管理者又は児童発達管理責任者
- ・事業所 スタッフ1名(児童指導員又は機能訓練担当職員)

(3) 委員会の開催

- ・虐待防止委員会開催時に同時に開催する。
- ・不適切な身体拘束等が行われたと判断されたときは、随時開催する。
- ・委員会開催後は検討内容・結果等を全職員へ周知徹底する。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

事業者は、処遇に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した療育の励行を図り職員教育を行う。

1. 定期的な教育・研修の実施(年1回以上)
2. 新任者に対する身体拘束廃止のための研修実施
3. その他必要な教育・研修の実施(市町村が実施する研修会への参加・報告など)

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告等の方策に関する基本方針

- ・身体拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者の保護者に速やかに説明し、報告を行うこと。
- ・事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認した上で上席者への報告を行うこと。当該報告を受けた上席者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めること。身体拘束の事実が発覚した場合は利用児童及びその保護者への謝罪を行い、市町村窓口への報告並びに事象に記載する手順に則り報告を行うこと。

5 身体拘束発生時に対応に関する基本方針

事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項)本人または利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急をやむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

1. 委員会の実施

緊急性や切迫性により止むを得ない状況になった場合、委員会を開催し切迫性、非代替性、一時性の3要件を全て満たしているかどうかについて評価・確認する。また、当該利用者の保護者と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができかどうか協議する。上記3要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用児童への心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「時期」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

2. 利用児童本人や保護者等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人又は保護者に同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に保護者等と締結した内容と方向性・利用児

童の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

3. 記録

記録専用の様式を用いて、その対応及び時間・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。なお、身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

4. 検証

事業者は、身体拘束等をしないサービスを提供していくために、やむを得ず行った身体拘束に対してサービス提供に関わる職員全体で以下の点に関して検証を行う。

- ・他の利用児童への影響を考慮して、安易に身体拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急止むを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないか）

5. 拘束の解除

3の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合、直ちに身体拘束を解除し、利用児童・保護者等に報告する。

6 利用児童等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

- ・当該指針は、利用児童又はその保護者等が閲覧できるよう事業所に掲示する。

附則

この指針は令和5年4月1日より施行する。